

は し が き

法務総合研究所研究部報告第43号は、飲酒の問題を抱える犯罪者の処遇の検討に資するため、「飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の処遇に関する総合的研究」と題し、研究部が平成20年に受刑者及び保護観察対象者について実施した二つの調査研究の結果と問題飲酒者に対する処遇の実情等について取りまとめて刊行するものである。

飲酒は、直接・間接に犯罪の促進要因になるとともに、更生を阻む要因ともなっていると考えられることから、飲酒の問題を抱えた犯罪者の再犯防止・社会復帰を図るためには、その実態を明らかにし、これに応じた処遇を行いつつ、問題解決のための総合的な施策を実施していく必要がある。それゆえ、平成20年12月の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」では、アルコール依存者を例に挙げて、刑事施設において受刑者の問題に応じた科学的・体系的な処遇プログラムの開発・実施を行い、処遇効果を検証して、改善指導の内容の充実及び指導機会の拡充を図るべきものとされており、更生保護の分野でも、平成18年6月の「更生保護のあり方を考える有識者会議報告書」において、特に問題飲酒を例に挙げて、保護観察対象者の問題性に即した処遇プログラムの開発・実施の必要性が指摘されているところである。

しかしながら、我が国においては、一般人の飲酒行動に関しては幾つかの全国規模の調査が実施されているものの、犯罪者の飲酒問題の実態やその処遇に焦点を当てた全国規模の研究はほとんどなかった。そこで、法務総合研究所では、受刑者及び「問題飲酒対象者」に類型認定されている保護観察対象者を対象に、その飲酒状況や飲酒による問題行動等についての全国的な調査を実施し、その結果を分析・検討することにより、我が国における飲酒の問題を抱えた犯罪者の実態を明らかにし、これらの者に効果的な処遇を実施するための基礎的資料としたいと考えた。さらに、本報告では、飲酒の問題を抱える受刑者及び保護観察対象者に対する我が国の処遇の実情を調査するとともに、飲酒問題について先進的な施策を講じているオーストラリアにおける現地調査等を行った結果を紹介した上、最後にこれらを踏まえた今後の課題について付言した。

本報告が、飲酒の問題を有する犯罪者の実態の解明の一助となり、その再犯防止・社会復帰に向けた効果的な処遇を検討・実施するための資料としての役割をいささかでも果たすことができれば幸いである。

最後に、今回の調査を実施する上で、多大な御理解と御協力を賜った刑事施設、保護観察所を始めとする法務省関係機関及び各種の団体、関係各位に対して心から謝意を表する次第である。

平成23年3月

法務総合研究所長 清 水 治

要 旨 紹 介

1 はじめに（研究の目的）

アルコールは、広く社会で飲用されている嗜好品であるが、常用・多用することで強い精神的・身体的依存を生じさせ、過度の摂取により様々な問題を引き起こすことが指摘されている。古くから飲酒が引き起こす社会問題として、アルコールは心理的抑制を弱め、攻撃性等の衝動を増強・解放させるなどして、暴力等の反社会的行為を誘発することが指摘されており、時には犯罪行為にまで至ることもある。

飲酒と犯罪との関連は多面的であり、飲酒が直接又は間接に犯罪を促進する要因となることがあるとともに、更生を阻害する要因にもなることがあると考えられる。飲酒の問題を抱えた犯罪者の効果的な再犯防止・社会復帰を図るためには、その実態を明らかにし、問題性を的確に把握して、これに応じた処遇を行いつつ、問題解決のための総合的な施策を実施していく必要があるというべきであるが、この問題についての研究は、未だ十分に進んでいないというのが現状である。そこで、本研究では、受刑者及び保護観察対象者を対象とした全国的な調査を実施して、我が国における飲酒の問題を抱えた犯罪者の実態を明らかにするよう努め、次に、我が国及び飲酒問題について先進的な施策を講じているオーストラリアにおける飲酒の問題を抱えた犯罪者の処遇の現状等を紹介し、今後の課題を明らかにすることにより、これらの者に効果的な処遇を実施するのに必要な基礎的資料を提供したいと考えた。

2 飲酒の問題を有する受刑者の実態と分析

（1）調査の実施概要

平成20年8月1日から同月31日までに刑事施設に刑確定により入所した日本国籍を有する成人男子受刑者のすべてを対象とした質問紙調査（刑事施設職員が記入のもの及び調査対象者である受刑者本人が記入のもの）を実施した。

調査対象施設は61施設、調査対象者数は1,478人であるが、分析対象者は、調査対象者本人が記入する調査票による調査に応じた受刑者1,440人（97.4%）である。

（2）調査結果

ア 飲酒行動の実態

- 分析対象者の飲酒率は一般成人男子と大差はなく、また、飲酒頻度についても、一般成人男子より高くはなく、受刑者には、飲酒の有無や頻度において、特段の問題があるとはいえない。しかしながら、飲酒経験受刑者（1年に1回程度以上飲酒する受刑者）では、ふだんの飲酒量や刑事施設収容前の1年間の最大飲酒量が多い者の構成比が一般成人男子と比べて顕著に高く、さらに、飲酒の量と頻度から飲酒

パターンを分類（Q F 分類）すると、分析対象受刑者のうち、ほぼ毎日6単位（日本酒換算で3合）以上を飲酒する「多量飲酒者」の構成比は23.3%であり、一般成人男子（5.8%）と比べて顕著に高く、受刑者には、十分な抑制が利かずに限度を超えて飲酒する者が多いという実態がうかがわれた。

- 年齢層別に見ても、分析対象者は、どの年齢層でも、一般成人男子と比べて多量飲酒者の構成比が高いが、50歳代が最も高かった。他方、20歳代の受刑者は、他の年齢層の受刑者と比べ、多量飲酒者の構成比は低いが、同年代の一般成人男子と比較すると顕著に高いなど、若年の受刑者の飲酒行動も軽視できない。
- 若年受刑者（入所時年齢が20～24歳の者）は、飲酒開始年齢が15歳以下の者の構成比（飲酒経験受刑者に占める比率）が39.4%と、他の年齢層の者と比べて高い。近年、飲酒開始年齢が下がる傾向が一般に見られるところであり、今後、早期の飲酒開始による問題飲酒者の増加も懸念される。

イ 多量飲酒と犯罪との関連

- Q F 分類による飲酒パターン別に、飲酒関連の問題行動等の経験率を見ると、飲酒量や頻度が増えるにつれて、飲酒に関わる様々な問題が頻繁に生じており、多量飲酒が直接又は間接に犯罪の要因となっていることが示唆される。
- 本件犯行が危険運転致死傷、自動車運転過失致死傷等又は道路交通法違反である「交通事犯者」は、全般的に、受刑者全体と比べ、犯罪性向は進んでおらず、生活の崩れが生ずるまでに飲酒の問題を抱えている者も多くはないが、本件犯行時に飲酒していた「飲酒交通事犯者」では、多量飲酒者が4割近くを占め、飲酒関連の交通事犯を繰り返しやすい傾向が認められた。
- 本件犯行が殺人、傷害、暴行、脅迫、暴力行為等処罰法違反又は公務執行妨害である「粗暴事犯者」も、全般的に、受刑者全体と比べ、生活の崩れが生ずるまでに飲酒の問題を抱えている者は多くはないが、刑事施設入所前の1年間に20単位（10合）以上の大量飲酒をしたことがある者が過半数を占めるなど、飲酒行動に抑制が利きにくい者が多い傾向が見られる。また、本件犯行時に飲酒していた「飲酒粗暴事犯者」では、多量飲酒者が4割を超え、粗暴事犯を繰り返しやすい傾向が認められた。
- 問題飲酒による生活困窮があって窃盗等（窃盗又は詐欺）の犯行に及んだと認められる「生活困窮窃盗等事犯者」では、多量飲酒者が5割近くを占め、最近1年間に20単位（10合）以上の大量飲酒を経験したことがある者が過半数を占めるなど、飲酒行動に抑制が利きにくい者が多く、窃盗等以外の犯罪の経験率は高くないが、窃盗等を繰り返す傾向が「窃盗等事犯者」全体と比べてより強い。

3 飲酒の問題を有する保護観察対象者の実態と分析

(1) 調査の実施概要

平成20年8月1日現在係属中の保護観察対象者のうち、「問題飲酒対象者」に該当する日本国籍を有する成人男子から無作為抽出した489人（仮釈放者179人，保護観察付執行猶予者310人）を分析対象者として質問紙調査（保護観察官が記入のものと分析対象者である保護観察対象者本人が記入のもの）を実施した。分析対象者のうち，本人記入のアンケートに回答があった者は435人（89.0%）であった。

(2) 調査結果

ア 保護観察になった事件当時の飲酒傾向等

- ・ 保護観察になった事件の犯行（本件）当時の飲酒傾向を見ると，多量飲酒者が約4割と多く，ふだんの飲酒量が多い大量飲酒者も多かった。
- ・ 本件当時のふだんの飲酒量が特に多い者では，自己抑制の喪失・判断力の低下や粗暴的傾向を示すエピソードを持つ者の比率が高く，大量飲酒が問題行動の要因となることが確認された。

イ 飲酒開始年齢が低い保護観察対象者が有する問題

- ・ 飲酒開始年齢が18歳以下であるか19歳以上であるかに分けて比較すると，飲酒開始年齢が低い群は，本件当時飲酒量が顕著に多く，飲酒のコントロールが利かない，飲酒時に感情が不安定になる，判断力が低下するなど，犯罪行為を助長しかねない内容の経験を持つ者の比率も顕著に高かった。

ウ 犯罪傾向

- ・ 分析対象者は，保護観察対象者全体と比較して，3号観察，4号観察共に「暴力事犯（殺人，傷害，暴行，逮捕・監禁，強盗並びに暴力行為等処罰法及び組織的犯罪処罰法の各違反）」の占める構成比が高く，問題飲酒と犯罪との関連性が大きいことを示唆していた。
- ・ 分析対象者の「問題飲酒」類型の認定理由を見ると，「暴力事犯」では85.5%，「交通事犯（危険運転致死傷，自動車運転過失致死傷等並びに道路交通法，保管場所法，道路運送法，道路運送車両法及び自動車損害賠償保障法の各違反）」では92.5%が，「本件犯行が飲酒を原因とする」ことを含んでいた。他方，「窃盗等事犯（窃盗及び詐欺）」では，その比率は67.4%と「暴力事犯」や「交通事犯」と比べて低い一方で，「現に飲酒による生活の破たんや問題行動が明らかである」ことを認定理由に含んでいる者が30.4%を占めており，罪種により異なる傾向が見られた。

エ 保護観察の状況

- ・ 分析対象者の保護観察の成績を見ると，「暴力事犯」と「窃盗等事犯」では，良好な者の構成比は低く，特に，「おおむね不良で推移」，「成績下降」，「成績が上昇

したり下降したりした」といった保護観察の状況が懸念される者が1割を超えていた。

- ・ 分析対象者のうち、保護観察期間中に犯罪・問題行動等があった者は18.8%であり、その多くは、アルコールに関連したものであった。

オ 断酒の取組

- ・ アンケート回答者について、保護観察期間中の問題飲酒への取組状況を見ると、約4割が断酒、約5割が節酒していたが、その一方で、断酒・節酒の意志が揺れ動く者も少なくなかった。

カ 「問題飲酒」以外の問題

- ・ 3号観察（一般）では、「無職等」と「ギャンブル等依存」の各類型にも認定されていた者の比率が2割前後と突出して高く、過去の薬物使用経験についても2割以上の者に該当が認められ、4号観察（一般）では、「無職等」、「性犯罪等」、「精神障害等」の各類型にも該当する者の比率が1割前後あるなど、「問題飲酒」以外の問題を抱える者が少なからず認められた。

4 問題飲酒者の処遇の現状

平成21年4月現在における我が国の刑事施設及び保護観察所で実施されている飲酒の問題を有する犯罪者の処遇の実情及びアルコール医療の現状等を調査した。

（1）刑事施設における酒害教育の概要

刑事施設においては、一般改善指導の一つとして酒害教育が実施されている。また、特別改善指導の一つである交通安全指導の中で、飲酒運転に焦点を当て、その危険性や防止策について考えさせる指導が行われている。なお、本報告では、犯罪性向の進んでいない者を収容している福井刑務所、犯罪性向の進んでいる者を収容している府中刑務所、交通事犯者を中心に収容している加古川刑務所の例を紹介している。

（2）保護観察処遇の現状

保護観察においては、飲酒の問題を有する対象者については、「問題飲酒対象者」に認定した上、その特性に応じた指導が行われている。通常、飲酒関連の特別遵守事項を定めるなどして、これを遵守させることを中心に様々な指導を行っている。暴力犯罪の累行傾向が高く、かつ、問題飲酒対象者等の類型にも該当する者については、「特定暴力対象者」に認定し、保護観察官の関与を強化するなどしている。

さらに、保護観察対象者等が自立更生に向けて共同生活する場である更生保護施設においても、「酒害・薬害教育プログラム」に沿った酒害教育等が実施されている。

(3) アルコール医療の現状等

昭和38年、国立医療機関として初めて国立療養所久里浜病院（現在は独立行政法人国立病院機構久里浜アルコール症センター）にアルコール専門病棟が開設された。現在では、多くのアルコール専門病棟・専門病院・専門診療所が開設され、それぞれに特徴あるアルコール医療を展開している。他方、アルコール依存症等の治療に関しては、古くから患者自身が断酒活動を相互に支援し合う自助グループが組織され、活発な活動を行っており、特に、良好な予後、断酒の継続のためには、自助グループへの参加がほとんど不可欠とされている。

5 オーストラリアにおける飲酒の問題を有する犯罪者の処遇の現状

飲酒の問題を抱える犯罪者に対し先進的な試みを行っているオーストラリアにおける処遇の現状を調査した。

オーストラリアでは、「全国アルコール戦略」という行動計画を通じ、多くの関係機関が連携して飲酒問題へ対応している。ニューサウスウェールズ州における少年薬物アルコール裁判所プログラムは、アルコール又は薬物の問題を有する少年犯罪者に対し、判決前に集中的な処遇プログラムを実施するものである。同州のソーバー・ドライバー・プログラムは、過去5年間に2回以上の飲酒運転で有罪判決を受けたことのある18歳以上の再犯者に対する強制参加型のプログラムであり、飲酒運転の再犯減少に効果的であることが実証されている。同州のゲッティング・スマート・プログラムは、スマート・リカバリ・プログラム（アルコール依存症、薬物依存症、ギャンブル依存症等のあらゆる「し癖行動」からの回復を目指すプログラム）の概念や技法について、矯正施設内の受刑者の理解を容易にする目的で開発されたプログラムであり、現在では、州内のすべての矯正施設のほか、多くの保護観察所においても実施されている。

6 おわりに（今後の課題）

(1) 犯罪者の飲酒に係る問題性に応じた処遇プログラムの開発

飲酒と犯罪との関連は多面的で、犯罪者が抱える飲酒の問題も様々であるが、こうした多様な飲酒の問題を有する犯罪者に対し、その問題性に即した効果的な処遇プログラムを開発・実施していく必要がある。医学的にアルコール依存者と診断されている者やその疑いがある者はもとより、犯罪者の抱える飲酒問題やその飲酒傾向を的確に把握し、多量飲酒者等の問題飲酒者にまで範囲を広げた処遇プログラムの開発が望まれるところである。

さらに、問題飲酒に係る処遇の在り方に関しては、対象者をいかに選別し、各対象者にその特性に応じいかなる指導を施すのが適切であるのかについての検討や、プログラムその他の処遇の効果検証等も必要である。

(2) 断酒指導を中心とした処遇

飲酒の問題を有する犯罪者の多くが、飲酒量を適切に自己コントロールできていないと推測され、こうした者に対しては、節酒指導により飲酒量を適切にコントロールしようとしても、結局、それができずに失敗する可能性が高いと考えられることから、問題飲酒行動が相当に高じていてその弊害が大きい者に対しては、断酒指導を中心とした処遇がより有効であろうと考えられる。

断酒指導に当たっては、継続的でねばり強い指導・支援が肝要であるし、かつ、矯正・更生保護における強制的な処遇を行い得る期間を超えて、断酒の継続を成功させることが必要である。そのためには、本人にとって飲酒問題の解決が再犯の防止に直結することを理解させ、再び事件を起こしたくないといった気持ちを喚起させる指導が必要であろう。また、継続的な断酒の成功のためには、自助グループとも密接な連携を取り合うことが必要であろう。本人ばかりでなく、その家族も断酒の取組に参加するように仕向けることも効果的な手法と考えられる。

(3) 犯罪類型別の問題飲酒者に対する処遇の留意点

ア 交通事故犯

犯行時に飲酒していた飲酒交通事故犯者には、飲酒関連の交通事故を繰り返しやすい傾向が認められる。したがって、アルコール依存症が認められる者など飲酒の問題が大きい場合には断酒を中心とした本格的な処遇が必要であることはもちろんであるが、飲酒問題がそれほど深刻でなくても、早期に節酒指導を含む効果的な処遇を行うことで、問題飲酒行動の進行に歯止めを掛けることが有効と思われる。

イ 粗暴（暴力）事犯

粗暴（暴力）事犯者は、大量飲酒をする傾向があり、飲酒に対する抑制が利きにくい者が多い傾向がある。特に、犯行時に飲酒していた飲酒粗暴（暴力）事犯者には、粗暴（暴力）事犯を繰り返す傾向があり、問題飲酒行動が犯罪と強く結び付いていることがうかがわれることから、飲酒の問題性を犯罪とのつながりにおいて十分に自覚させて断酒意欲を持たせ、断酒に向けた努力を続けさせるような、継続的な処遇が必要であろう。

ウ 飲酒による生活困窮があるなどの問題性蓄積型

継続的な問題飲酒が生活の破たんや人間関係の崩壊等を招いて犯罪に結び付くといった間接的・蓄積的な問題性を有している問題性蓄積型の犯罪者については、問題の把握・解決共に難しいことが多く、飲酒問題に関する情報を的確に把握し、適正妥当な処遇選択を行う必要がある。飲酒の問題性が大きい者については、断酒指導を中心とした本格的な処遇を行うべきはもちろんであるが、生活基盤の破たんが更生の障害となっている者が多いと考えられ、特に、生活面での細やかな指導・支援等が重要と思われる。

(4) 若年の問題飲酒者に対する処遇

多量飲酒者には飲酒開始年齢が低い傾向が認められるが、飲酒開始年齢の低い者には、飲酒に対する抑制が利かない者が多い傾向があり、断酒意欲も相対的に乏しいなど多様な問題を有していることがうかがわれた。したがって、非行少年や若年犯罪者については、飲酒の問題が比較的深刻でなくても、早期に節酒指導を含む効果的な処遇を行うことで、問題飲酒行動の進行に歯止めを掛けることが有効と思われる。

研究部長 山下隆志

— 飲酒（アルコール）の問題を有する犯罪者の

処遇に関する総合的研究 —

	研 究 官	作 原 大 成
	研 究 官	水 上 太 平
	京都保護観察所長（前 研 究 官）	寺 戸 亮 二
	川越少年刑務所首席矯正処遇官（前 研 究 官）	川 島 ゆ か
	さいたま保護観察所統括保護観察官（前 研 究 官）	西 元 雅 夫
	宮城刑務所上席統括矯正処遇官（前研究官補）	大 北 晋 也
	千葉少年鑑別所専門官（前研究官補）	神 藤 彩 子
	矯正研修所東京支所教官（前研究官補）	小 林 美 智 子
	さいたま保護観察所保護観察官（前研究官補）	瀬 川 明 子

目 次

第1章	はじめに	1
第1節	飲酒をめぐる諸問題と本研究の目的	1
第2節	我が国の飲酒傾向	5
第3節	飲酒と犯罪	9
第2章	飲酒の問題を有する受刑者の実態と分析	13
第1節	調査の実施概要	13
1	調査の目的	13
2	調査実施方法	13
第2節	調査結果	14
1	分析対象者の基本属性	14
2	飲酒行動	19
3	飲酒関連の否定的経験等	35
4	飲酒経験受刑者の犯罪傾向	51
5	飲酒に関する罪種別分析	58
6	小括	86
第3章	飲酒の問題を有する保護観察対象者の実態と分析	89
第1節	調査の実施概要	89
1	調査の背景と目的	89
2	調査実施方法	90
第2節	調査結果	91
1	分析の対象	91
2	分析対象者の概観	91
3	アンケート回答者の概観（問題飲酒の状況）	123
4	小括	148
第4章	問題飲酒者の処遇の現状	151
第1節	刑事施設における酒害教育の概要	151
1	刑事施設における酒害教育	151
2	刑事施設における酒害教育実施例	152
第2節	保護観察処遇の現状	156
1	保護観察処遇と問題飲酒対象者の処遇	156
2	更生保護施設における処遇の状況	159
第3節	アルコール医療の現状等	162

第5章 オーストラリアにおける飲酒の問題を有する犯罪者の処遇の現状	163
第1節 オーストラリアにおける飲酒をめぐる状況	163
1 オーストラリアにおける飲酒傾向	163
2 オーストラリアにおける基本的アルコール政策	168
第2節 ニューサウスウェールズ州少年薬物アルコール裁判所プログラム	173
1 少年薬物アルコール裁判所プログラム設立の経緯	173
2 少年薬物アルコール裁判所プログラムの内容	174
第3節 ニューサウスウェールズ州ソーバー・ドライバー・プログラム	177
1 ソーバー・ドライバー・プログラム設立の経緯	177
2 ソーバー・ドライバー・プログラムの内容	177
3 ソーバー・ドライバー・プログラムの再犯減少効果	181
第4節 オーストラリアの矯正施設における問題飲酒者処遇プログラム	182
1 スマート・リカバリ・プログラム	182
2 ゲットィング・スマート・プログラム	183
第6章 おわりに	192
1 犯罪者の飲酒に係る問題性に応じた処遇プログラムの開発	192
2 断酒指導を中心とした処遇	193
3 犯罪類型別の問題飲酒者に対する処遇の留意点	194
4 若年の問題飲酒者に対する処遇	195
参考・引用文献一覧	196

※ 本文中の右下に付した数字は、参考文献の番号を示す（算用数字は邦語文献，ローマ数字は英語文献である。）。

巻末資料

- 1 飲酒に関する調査票（刑事施設職員記入用）
- 2 飲酒に関するアンケート用紙（受刑者記入用）
- 3 単純集計表（飲酒に関する調査票（刑事施設職員記入用））
- 4 単純集計表（飲酒に関するアンケート用紙（受刑者記入用））
- 5 飲酒に関する調査票（保護観察所職員記入用）
- 6 お酒に関するアンケート（調査対象者記入用）
- 7 単純集計表（飲酒に関する調査票（保護観察所職員記入用））
- 8 単純集計表（お酒に関するアンケート（調査対象者記入用））
- 9 罪名等の定義